

## 臨時司法制度調査会の意見の実施状況

(特に裁判所に関わるものを中心に)

	臨司の意見の概要	臨司意見後に実施された措置
1 裁判官制度	任用制度運用の改善 判事補制度の改善 簡易裁判所判事制度の改善  裁判官の増員 裁判官の補助機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 弁護士任官制度の導入(昭和 63 年)</li> <li>・ 判事補研修の充実強化(昭和 40 年～)</li> <li>・ 簡易裁判所判事研修の充実強化(昭和 44 年～)</li> <li>・ 裁判官を逐次増員</li> <li>・ 裁判所調査官制度を地方裁判所まで拡充(昭和 41 年)</li> <li>・ 裁判所書記官の増員, 権限の拡充</li> <li>・ 家庭裁判所調査官の増員, 執務体制の整備(昭和 57 年～)</li> </ul>
2 司法試験制度	各分野の法律専門職の資格試験等の統一 試験方法等の改善 受験回数又は年齢の制限 司法試験の管理運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 試験方法の改善(平成 3 年・平成 10 年)</li> </ul>
3 司法修習制度	修習についての改善 司法研修所の管理運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 司法修習制度の改編(平成 11 年)</li> <li>・ 司法研修所の施設の拡充整備(昭和 46 年, 平成 6 年)</li> </ul>
4 法曹一般	法曹人口の増加  法曹の職域拡大 訟務制度 法曹の一体感 司法協議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 司法試験合格者の逐次増加(昭和 39 年・平成 3 年・平成 5 年・平成 11 年)</li> <li>・ 三者協議会の設置(昭和 50 年)</li> </ul>
5 裁判官及び検察官の給与	給与制度の改善合理化   退職手当及び退職年金制度の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 裁判官の報酬等に関する法律及び検察官の俸給等に関する法律の一部改正による判事補及び検事の初任給の増額等(昭和 39 年)</li> <li>・ 判事補及び検事の一部に対する初任給調整手当の支給開始(昭和 46 年)</li> <li>・ 簡易裁判所判事 1 号及び副検事 1 号の報酬・俸給月額を超える特別の報酬・俸給月額の新設(昭和 48 年)</li> <li>・ 最高裁判所裁判官退職手当特例法の施行(昭和 41 年)</li> </ul>
6 裁判所の配置等	高等裁判所支部の廃止 地方裁判所・家庭裁判所支部の整理統合 簡易裁判所の名称の変更 簡易裁判所の整理統合 簡易裁判所の事務移転	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 札幌高等裁判所函館支部を廃止(昭和 46 年)</li> <li>・ 地方裁判所・家庭裁判所支部の適正配置の実施(平成 2 年)</li> <li>・ 簡易裁判所の適正配置の実施(昭和 63 年)</li> </ul>

	臨司の意見の概要	臨司意見後に実施された措置
7 裁判手続	裁判手続の合理化  特殊事件の集約的処理  簡易裁判所の事物管轄の拡張  司法委員制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 執行官法の制定(昭和 41 年)</li> <li>・ 民事・家事調停制度の充実強化(昭和 49 年～)</li> <li>・ 民事執行法の制定(昭和 54 年)</li> <li>・ 民事保全法の制定(平成元年)</li> <li>・ 民事訴訟法の改正(平成 8 年)</li> <li>・ 専門部(知的財産権部・行政部・手形部・商事部・保全部・労働部・破産部・執行部・交通部・調停部・令状部・租税部・遺産分割部)の設置拡充(昭和 39 年～)</li> <li>・ 知的財産権事件の競合管轄による集約的処理の開始(平成 10 年)</li> <li>・ 簡易裁判所の事物管轄の拡張(昭和 45 年・昭和 57 年)</li> <li>・ 司法委員制度の改善活用</li> </ul>
8 その他	司法行政一般 裁判・検察事務の近代化 裁判所・検察庁職員の執務体制の整備改善 裁判官及び検察官の宿舍の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 裁判所施設等の整備充実</li> </ul>

(注) 臨司意見書に掲げられたその他の事項

弁護士制度

- ・ 弁護士の大都市偏在化の是正
- ・ 弁護士活動の共同化の推進
- ・ 弁護士倫理確立への措置
- ・ 弁護士会の機構の充実
- ・ 弁護士の紛争予防活動の強化

検察官制度

- ・ 検察官の職務活動の充実強化
- ・ 副検事制度の改善